

令和2年度高知市指定障害福祉 サービス事業者等集団指導（障害） 【報酬】

目次

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	1 ページ
共同生活援助	2 ページ

<よくある事例など>

■特定事業所加算

- ・当該加算の算定に当たって、介護福祉士等の占める割合を算出した記録が無い。

⇒当該加算は、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして高知市に届け出た事業所がサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算するものです。当該加算を算定するに当たって、当該基準を満たしていることを確認するとともに、当該基準を満たしていることが明確に分かるように記録を整備・保存するようにお願いします。

⇒特定事業所加算（Ⅰ）又は特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場合の基準のうち、人材要件については次の要件を満たしていることが必要になります。

<厚生労働大臣が定める基準>平18厚労告543・第1号

イ 特定事業所加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(5) (略)

(6) 次のいずれかに該当すること。

- ・居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上
- ・指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び居宅介護従業者養成研修1級課程修了者の占める割合が100分の50以上
- ・前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち、常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上

(7) すべてのサービス提供責任者が次のいずれかに該当すること

- ・3年以上の実務経験を有する介護福祉士
- ・5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者又は居宅介護従業者養成研修1級課程修了者

(8) 指定基準第5条第2項の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。

(9) (略)

ロ 特定事業所加算（Ⅱ）

イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(6)又は(7)及び(8)のいずれかに適合すること。

■初回加算

- ・初回若しくは初回月にサービス提供責任者が自ら居宅介護を提供又は他の訪問介護員に同行した記録が無いにもかかわらず、当該加算を算定。

⇒当該加算は、当該事業所において、新規に居宅介護等計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又は当該事業所のその他の従業者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算するものです。

⇒当該加算は、利用者が過去2月に、当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に算定されるものです。

⇒サービス提供責任者がサービスに同行した場合は、同行訪問した旨を記録してください。この記録が無ければ、返還となりますので、注意してください。

■居宅介護に係るその他の指摘事項

- ・家事援助が中心型のサービスを提供する場合は、利用者が一人暮らし、又は家族等が障害、疾病等、その他同様のやむを得ない事情により家事を行うことが困難である理由を明確に記載すること。
- ・サービス実施記録について、指定居宅介護を実際に行った時間を記録すること。
- ・サービス実施記録について、提供した担当従業者が明確に分かるように記載するとともに、介護保険サービスなのか障害福祉サービスなのか明確に分かるように記載すること。
- ・サービス提供実績記録票のサービス提供者印の欄には、実際にサービスを提供した者の判を押印すること。

共同生活援助

<よくある事例など>

■夜間支援等体制加算

- ・個別日誌に記載されている見回り等の夜間支援を行った従業者が明確に分かるように記載等されていない。（夜間支援等体制加算（I））

(算定要件)

○夜間支援等体制加算（Ⅰ）

夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして高知市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において支援を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

○夜間支援等体制加算（Ⅱ）

宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして高知市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において支援を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

○夜間支援等体制加算（Ⅲ）

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして高知市長が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⇒上記の算定要件にある報酬告示基準のほか、留意事項通知（第二の3(8)⑧）に、夜間支援等体制加算の取扱いについて詳細に記載されています。夜間支援等体制加算を算定する場合は、報酬告示基準だけでなく、留意事項通知に記載されている内容を踏まえて実施するようにしてください。

■長期入院時支援特別加算

- ・入院した初日から起算して3月を超えて当該加算を算定。

(算定要件)

家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終日を除く）の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続入院は、入院した初日から起算して3月に限る）について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

⇒長期入院時支援特別加算を算定する場合は、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合に、その支援内容を記録するようにしてください。その他、要件の詳細については留意事項通知（第二の3(8)⑭（第二の3(2)⑬の準用））を参照してください。

(最後に)

報酬の算定に係る基本部分，加算・減算の要件・根拠となる記録は，正確に，きちんと記録し，整理・保存しておくようにお願いします。

報酬算定に当たっては，算定要件を満たしているか，定められた手順等が守られているか，記録等があるか等，きちんと確認をした上で，事務処理するようお願いします。

報酬の算定の根拠となる記録が無ければ，返還（過誤）となる場合がありますので，注意して下さい。

「記録は請求書です」